



労働かごしま

2021. 4月号

~ふるさとの人材がふるさとで活躍できるように~

■■ 今月の主な内容 ■■

- ●令和2年度労働条件実態調査の結果
- 優秀技能者知事表彰の被表彰候補者
- 鹿児島県労働相談窓口の案内
- 県労働委員会の労働相談会案内

令和2年度「労働条件実態調査」結果の概要(基本調査)

この調査は、常用労働者5人以上の県内1,000事業所を対象に、令和2年9月30日現在で実施しました。(有効回答率59.9%)

4月号では、基本調査(毎年調査する項目)、6月号では付帯調査の結果の概要を紹介します。

1 週所定労働時間(就業規則で定められた、休み時間を除く1週間当たりの労働時間)

◇ 40時間以下 ・・・・・・・ 91.9%

2 週休制度

- 3 変形労働時間制
 - ◇ 変形労働時間制を採用している・・・ 57.2%

4 年次有給休暇

- ◆ 1人当たり年平均付与日数・・・・ 16.4日
- ◇ 1人当たり平均取得日数・・・・・・ 9.3日◇ 取得率(取得日数÷付与日数)・・・・ 56.4%
- ◇ 年次有給休暇の取得促進に取り組んでいる
- (図1「年次有給休暇の取得促進の取組内容」参照)

5 育児休業制度

- ・・・・・・・・・・・・・・ 39.0%
- ◇ 育児休業以外の育児支援のための措置を実施 している・・・・・・・・・ 84.5%
- (図2「育児休業以外の育児支援のための措置」参照)

6 介護休業制度

◇ 介護休業以外で介護支援のための措置を実施 している・・・・・・・・・・ 77.1%

7 次世代育成支援対策

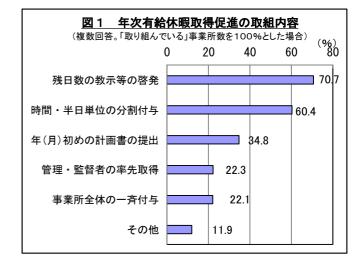
◇ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業 主行動計画を策定している ・・・・ 35.4%

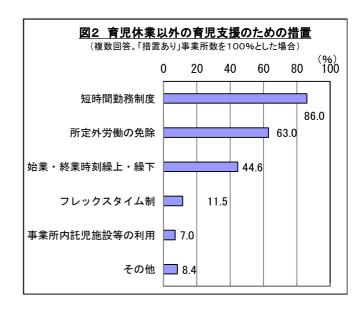
8 ワーク・ライフ・バランス

◇ ワーク・ライフ・バランス推進に取り組んでいる・・・・・・・ 55.3%

9 テレワーク

◇ テレワークを導入している ・・・・ 16.2%





【問合せ先】県庁雇用労政課労政係 ☎099-286-3017

【県HP】県政情報>統計情報>分野別統計一覧>賃金・労働>労働条件実態調査

優秀技能者知事表彰が被表彰候補者の募集

県では、広く社会一般に技能尊重の気運を浸透させ、技能者の社会的評価及び技能水準の向上を図ることを目的に、優秀技能者を表彰しています。

今年度の優秀技能者表彰の被表彰候補者について、各産業団体等からの推薦を令和3年6月4日(金)まで募集しています。

優秀技能者

表彰の対象者は、県内在住で、次の要件をすべて満たす方です。

- ① 技能の程度が極めて優れ、県下を通じて高く評価されていること
- ② 令和3年11月1日現在において、現役の技能労働者として従事している者
- ③ 後進技能者の指導育成に寄与し、技能に関する工夫・改善等によって生産性の向上

に尽くした者

【問合せ先】県庁雇用労政課民間訓練係 ☎099-286-3021

鹿児島県の労働相談窓口



県では,働く上でのさまざまな疑問やトラブルに関する労働相談をお受け しています。詳しくは,県ホームページ「労働相談」をご覧ください。

<鹿児島県労働相談窓口)>

専用電話 ☎099-286-3188 (平日9時~17時)

メール r-soudan@pref.kagoshima.lg.jp

労働相談会, 毎月開催中!

電話でも相談できます!

吏間のトラスルに関する定期

のトラスルで悩んでいませんか?

あなたの労働に関する相談を、労働に関する知識や経験が豊富な 県労働委員会委員 【大学教授・弁護士, 労働組合役員, 会社経営者】 がお受けします。(秘密厳守, 無料)

内容によっては、当労働委員会がトラブル解決のお手伝いをする 「あっせん」制度を利用することもできます。





毎月第4火曜日(原則)

※11月は24日(水), 12月は21日(火)

午後2時30分~午後5時 (受付:午後4時30分まで) 色己多

県庁 15階 労働委員会 (鹿児島市鴨池新町10-1)

- 事前申込みは不要ですが、お待たせしないために、事 前予約をお勧めします。
- 来庁できない方は、電話相談もできます。 (相談専用ダイヤル: 099-286-3943)











突然廃止めざれた

労働者、雇用主のどちらでも

お気軽に御相談ください。







雇用のトラブル まず相談~ ご存じですか?労働委員会 ~

《 お問い合わせ先 》

鹿児島県労働委員会事務局 相談専用ダイヤル:099(286)3943

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、面談に よる相談を中止又は相談会自体を中止する場合が ありますので、事前にお問い合わせください。

*お問い合わせは、平日の8時30分から17時15分まで(土・日・祝祭日・年末年始を除く。)